

**防災行政無線を聞きなおしたい
とぜひご利用ください**

町の防災行政無線が聞き取りにくかった場合は、電話で確認することができます。ただし、確認できる内容は、直近の放送となります。

防災行政無線テレフォンサービス
☎029(292)8861(有料)
フリーアクセス
☎0800(800)8848(無料)

【問合せ先】
総務課 防災・危機管理グループ
☎029(240)7125(直通)

**2020年工業統計調査を実施
します**

○2020年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、2020年6月1日現在で実施します。

○工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

○調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として活用されます。

○調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありません。

○調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願います。

※同時に実施している経済構造実態調査の対象事業所・企業等に

おかれましては、両調査にご回答をお願いいたします。

【問合せ先】 地域政策課
☎029(215)8003(直通)

**日本赤十字社茨城町分区分
令和元年度赤十字活動資金
(募金)ご協力のお礼**

日本赤十字社は、災害救護、国際支援、救急法等の講習、ボランティアの養成など様々な活動を行っています。これらの活動は、町民の皆様、法人の皆様から寄せられる赤十字活動資金(募金)により支えられています。

昨年度も多くの皆様から赤十字活動資金(募金)にご協力をいただき、誠にありがとうございました。その実績についてご報告します。今後とも日本赤十字社の活動にご理解とご協力をいただければ幸いです。

▼個人・世帯からの寄付(一般社資) 寄付総額 402万円

(3月2日現在)
▼法人・個人からの大口の寄付(特別社資) 寄付総額 35万6,931円

(3月2日現在)
▼ご協力いただいた法人様一覧

※茨城町分区分での寄付の受け付け、かつ掲載可否に同意が得られた法人様のみ掲載しています。

(順不同、敬称略)
日東自動車機器(株)、(株)フラワーズ、フット、堀越医院、(有)さぬき、(株)リーテム、宇佐神クリニク、日東メンテナンス(株)、日東電気(株)、はせがわ歯科医院、小河原セメント工業(株)、(株)電研工業、水戸暖冷工業(株)、たかつち歯科医院、(株)茨城圧力機器製作所、おおど歯科クリニック、(株)茨城県中央食肉公社、

茨城トヨー(株)、トヨタ部品茨城共販(株)、常陸森紙業(株)、あいの家、(株)松浦工務店、永沼歯科医院、石崎病院、谷口内科医院、(有)かみいし石材工業、茨城いすゞ自動車(株)水戸営業所、浅倉畜産(株)、グラントホームとんぼ、有波歯科医院、介護老人保健施設レイクヒルひぬま、介護老人保健施設エバーグリン、アサガミプレスイばらき(株)、特別養護老人ホーム桜の郷元氣、日本瓦斯(株)水戸営業所、緒方内科循環器クリニック、特別養護老人ホームみどりの杜、潤沼学園、桜の郷クリニック、いばらき診療所こづる、トヨシマデンタルクリニック

【問合せ先】 社会福祉課
☎029(240)7112(直通)

**茨城町空家バンク制度への利用者
を募集します**

町では町内の空き家を有効活用し、定住の促進及び交流人口の拡大による地域活性化を図るために空家バンク制度を実施しています。空家バンクとは、町内に空き家をお持ちの方が、売却・賃貸を希望する物件の情報を茨城町に登録し、空き家の購入・賃借を希望する方へ情報提供する制度です。

また、本年度より空家バンク制度の利用促進を目的とし、空き家所有者または利用希望者に対し、登録物件の修繕費用の一部を補助する制度を開始します。詳細は、お問い合わせください。※空き家の状態などによっては、登録できない場合があります。

【問合せ先】
都市整備課 住宅・営繕グループ
☎029(240)7116(直通)

町営住宅の入居者を随時募集しています

各町営住宅の入居者を以下のとおり募集しています。詳細は、お問い合わせください。

▶**募集住宅の内容** (令和2年3月末日現在)

住宅名	間取り	建設年度	空室数(戸)
長岡団地	3DK	昭和50~昭和54	10
矢頭団地	3DK	昭和55~昭和57	10
奥谷団地	3DK	平成3~平成8	6
下飯沼団地	3DK	平成12	2

※入居する際は、浴槽・風呂釜・台所の湯沸し器等は自己負担になります。また、入居申込後に住宅を修繕するため、入居までに時間が必要となります。

- ▶**対象** 次の要件をすべて満たす方
- ・現在、住宅に困っている方(持家のある方は不可)
 - ・県内に住所または勤務場所がある方
 - ・同居または同居しようとする親族がいる方
 - ・県税及び市町村税等を滞納していない方
 - ・申込者および同居者が暴力団員でない方
- ※その他収入基準にあてはまる方
- ▶**家賃** 建設年度や入居者の収入に応じた家賃となります。

【問合せ先】 都市整備課 住宅・営繕グループ
☎029-240-7116(直通)